

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

胎内市長 井畑明彦

市町村名 (市町村コード)	新潟県胎内市 (15227)	
地域名 (地域内農業集落名)	中条地区 (上ノ淵、東町、興野、西町一、西町二、加賀新、長橋、関沢、飯角、半山、羽黒、野中、並槻、追分、仁谷野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月6日、令和6年7月18日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は市の中心部に位置し、胎内川の南側から楡形山脈の麓に広がる農地であり、農業法人9法人、認定農業者19人、その他農業者24人が水稲を中心に営農している。担い手は、他地区からの入作が多く、国道7号線付近の農地では担い手の確保ができています。一方、山間部の農地ではイノシシやサル等の鳥獣被害が深刻で耕作条件の悪い農地があり、法面や水路・農道等の管理も過重な負担となっており、受け手がないなど、担い手確保が課題となっている。共通して米価の低迷により農業所得が低く耕作意欲の減退が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地の集約化(団地化)の推進により農作業の効率化を図る。
- ・山間部の耕作条件の悪い農地等を中心に基盤整備事業等の活用を検討する。
- ・農業所得の向上のため、山間部でも鳥獣被害が少ない高収益作物の導入を検討する。
- ・ドローン等のスマート農業技術の導入を検討する。
- ・猟友会による捕獲や個体数調整、農地及び周辺環境整備を行うことにより、鳥獣被害削減を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	219.38 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	219.38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

上ノ淵、東町、興野、西町一、西町二、加賀新、長橋、関沢、飯角、半山、羽黒、野中、並槻、追分、仁谷野集落の農振農用地区域内の、農業上の利用が行われる農地を当該区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当該地区の農地利用は、中心経営体である農業法人9法人、認定農業者19人、その他農業者24人が担うほか、外部からの農業法人等の受け入れを促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
特になし。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業等の活用により耕作条件の改善を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
入作を希望する担い手の受け入れを促進することにより対応していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・猟友会による捕獲や個体数調整、農地及び周辺環境整備を行うことにより、鳥獣被害削減を目指す。
- ・ドローン等のスマート農業技術の導入を検討する。